

飛騨市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月6日

飛騨市代表監査委員 島田 哲吉

令和6年度定期監査報告書

第1 監査実施日

令和6年11月7日（木）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第3 監査の着眼点及び実施内容

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。（必要と認めた部分については、令和5年度を含む。）

第4 監査の対象

対象施設・部課	内容
古川小学校	・ 給食費、学級費等の取扱い管理状況について ・ 情報セキュリティの管理状況について ・ 郵券、備品、薬品の管理状況について
古川中学校	
商工観光部まちづくり観光課	・ 古川祭集客支援事業業務委託 ・ 飛騨古川きつね火まつり集客支援事業業務委託 ・ 三寺まいり集客支援事業業務委託

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 小中学校の管理状況等について

- ① 学級費等の取扱い管理状況については、保護者から学校口座への振込により集金され、通帳・銀行印等は金庫で保管されており、入出金については、複数名での決裁を了して行われていることを確認した。現金の取り扱いは無かった。

また、未収金が発生した場合の対応についても、電話や通知による滞納整理に積極的に取り組まれている。今後も適正な取り扱いを行うよう努められたい。

古川小学校において、各会計同士の出金・入金処理を行う際、処理をする時期が担当者によって違っていた。事務処理の漏れを防ぐためにも同時に収支の調書を起票し、決裁時には同時に起票されているか確認するよう事務の流れを再検討されたい。

古川中学校において、他団体からの補助について、本来収入すべき口座ではない口座で事務処理が行われていた。今後、口座を一つにまとめて管理した場合、報告等で通帳の写しを提出する際の個人情報漏洩に注意されたい。

- ② 情報関連物品の管理状況については、USB メモリについては各学校とも使用していないことを確認した。学習用タブレット端末の管理状況は、使用时以外は鍵のかかる保管庫に保管され、鍵についても別途保管されていた。

- ③ 郵券の管理については、帳簿と残枚数を確認したところ一致していた。備品の管理については、学校備品管理システムを活用し管理されていた。ただし、古川中学校においては、発送に使用した郵便切手の領収書を帳簿と一緒に保管する場合は、切手の内訳を領収書に記載し、領収書を見ればどの郵便切手が出ているかわかるよう管理されたい。また、備品の管理については、備品の移動が正確に把握できていない物品があった。今後は、備品の点検時点に在庫状況や使用状況が不明な備品については追跡調査を行い、その都度解明し、適切な備品管理に努められたい。

薬品の管理については、台帳で適正に管理され、保存棚の鍵の管理も適正にされていた。なお、学校全体としては、国からの通達に従って今後も適正な処分に努められたい。

(2) 商工観光部まちづくり観光課

業務委託事業の設計における再委託部分の数項目の委託料が、一式として積算してあったため、積算内容が確認しやすい設計書へ見直すよう努められたい。